

02-1 畜産農業職種(養豚)

2011.12.26

<p>作業の定義</p>	<p>豚を家畜として飼養(しよう)する作業をいう。飼養(しよう)作業には「繁殖作業」、「育成作業」、「肥育作業」が含まれる。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>必須作業として次の(1)及び(2)の作業をすべて行う。 (1)養豚 ①個体の取扱い作業 1.繁殖豚の保定(ほてい:しっかりと抑えておくこと。)作業 ②個体の観察作業 1.豚の種類の見分け作業 2.異常豚の見分け作業 3.豚体の構造見分け作業 4.豚体の測定作業 ③飼養管理作業 1.飼料原料(副原料を含む。)の見分け作業 ④安全衛生作業 1.消毒液の取扱い作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③畜産農業職種に必要な整理整頓作業 ④畜産農業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具等の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①飼料給与作業 ②堆肥生産作業 ③飼料生産作業 ④畜舎清掃作業 ⑤施設、設備保守・点検作業 (2)周辺作業 ①生産物の構内運搬作業 ②梱包・出荷作業 ③施設、設備整備作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①から③を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 ①素畜 1.豚 ②使用水(家畜の飲料水) ③養豚用飼料 ④敷料[しきりょう:家畜が横臥する場所を柔らかく暖かくし、排泄物の水分を吸収するために敷くもの。藁(わら)、鋸屑(のこぎりくず)等。] ⑤各種薬品</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>必要に応じて使用すること。 ①耕うん整地栽植・管理用具 1.フォーク 2.レーキ 3.熊手(くまで:ガーデンクリーナ) 4.竹ぼうき 5.農薬噴霧器[農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、植物生長調節剤の散布用] ②測定器 1.温度計 2.湿度計 3.計量器 ③雑用具 1.かけや 2.篩(ふるい) 3.砥石 ④農業用機械 1.トラクタ 2.バックホー ⑤農業用移動・運搬機械 1.フォークリフト 2.ショベルローダ(フォークローダ) 3.ダンプカー 4.トラック ⑥施設、設備 1.豚舎 2.給餌機 3.換気装置 4.糞尿処理装置 5.給水装置 6.洗浄装置 7.消毒装置 8.排水装置 9.照明装置</p>

※

生産物の例	<ul style="list-style-type: none"> 1.種豚 2.肉豚(3か月齢以上) 3.子豚
移行対象職種・作業とはならない作業例	<ul style="list-style-type: none"> 1.耕種農業作業 2.競馬馬の飼養作業 3.家畜仲買商が行う一時的な飼養作業 4.実験用動物飼育作業 5.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合